

重要事項説明書
介護老人保健施設あわしま
(令和7年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設あわしま
・開設年月日	平成3年12月18日
・所在地	鳥取県米子市彦名町1250番地
・電話番号	0859-24-1503
・ファックス番号	0859-24-1504
・管理者名	安達 裕宣
・介護保険指定番号	介護老人保健施設（鳥取県3150280059号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

『目的』

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

『運営方針』

介護老人保健施設あわしまでは、利用者一人一人の身体的・精神的状態に適した、看護・介護を提供いたします。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤・非常勤	業務内容
・医師	常勤・非常勤	利用者の健康管理
・看護職員	常勤・非常勤	医師の指示に基づき適切な看護業務
・介護職員	常勤・非常勤	利用者に適切な介護業務
・支援相談員	常勤・非常勤	利用者に適切な支援と相談業務
・理学療法士等(※)	常勤・非常勤	必要な機能を改善及び減退を防止する訓練
・管理栄養士又は栄養士	常勤	食事の献立、栄養計算及び栄養指導
・介護支援専門員	常勤・非常勤	施設サービス計画の作成
・事務職員	常勤・非常勤	保険請求等必要な事務

(※) 理学療法士等…理学療法士・作業療法士・言語聴覚士をいう。

- (4) 入所定員等 ・定員 87名（内認知症専門棟36床）
 ・療養室 個室（11）、4人室（19）

- (5) 通所定員 ・定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 朝食 7時30分～8時30分
 昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス（外部業者が実施します。）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 医療法人 厚生会 米子中海クリニック
 - ・ 住 所 鳥取県米子市彦名町1250番地
 - ・ 名 称 医療法人 育生会 高島病院
 - ・ 住 所 鳥取県米子市西町6番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団 いえはら歯科
 - ・ 住 所 鳥取県米子市河崎575-1
 - ・ 名 称 医療法人社団 FOL とみます医科・歯科クリニック
 - ・ 住 所 鳥取県米子市富益町3533-2

◇緊急時の連絡・報告について

緊急の場合には、契約書にご記入頂きました緊急連絡先に連絡致します。その際の付添いは、原則ご家族の方でお願い致します。連絡がつかないことの無いようにご配慮願います。また、緊急連絡先を変更される場合は速やかに当施設までお知らせください。

尚、入所中は様々な要件等により電話連絡を行わせて頂きます。お忙しいかと思いますが、ご対応を頂きますよう、よろしくお願い致します。

※入所後の病状変化や他利用者の病状等により、転室や転棟をお願いすることがございます。その際、緊急を要する場合には事後報告となることもありますのでご了承下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としています。その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 食事以外の食べ物（お菓子等）を差し入れられる場合は、職員まで持参された物をお知らせください（生ものは衛生管理上ご遠慮下さい）。また、差し入れを他の利用者へ提供されることは硬くお断りします（病状等により食事制限のある方もいらっしゃる為）。
- ・ 面会は21時までにはお願い致します。来訪者は面会時間を厳守し、必ず「来訪者名簿」に

記名をお願いします。感染症又はその疑いのある方、飲酒している方の面会はお断りします（入所後も在宅復帰へ向け、ご本人との継続した面会をお願いします）。

- ・外出、外泊時は職員までご相談下さい。
- ・飲酒、喫煙は原則禁止です。
- ・火気の取扱いは原則禁止です。
- ・設備、備品の利用は十分に注意して下さい。
- ・外出、外泊時等の施設外での受診は原則禁止です。
- ・宗教活動は原則禁止です。
- ・ペットの持ち込みは禁止です。
- ・貴重品は原則施設に持ち込まないようにして下さい（紛失・盗難については、施設側では責任を負いかねますので、ご了承下さい）。
- ・洗濯については、原則ご家族の方に行って頂いております。週に1回程度の来所をお願いします。但し、介護者の体調不良や家庭事情により困難な場合は、業者委託が可能です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備連動
- ・防災訓練 年2回

6. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため整備を行います。

7. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

相談、苦情に対する窓口を常設とし、相談担当者を設置しています。

- （窓口担当者）介護老人保健施設あわしま管理者
（電話）0859-24-1503 （FAX）0859-24-1504
- 医療法人厚生会 介護福祉事業部
（電話）0859-24-1501 （FAX）0859-24-1502
- 鳥取県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口
（電話）0857-20-2100 （FAX）0857-29-6115
- 米子市役所 長寿社会課
（電話）0859-23-5131 （FAX）0859-23-5012

10. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況 有 ・ (無)

11. その他

※当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

※施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡下さい。

（支援相談員） ☎ 0859 (24) 1503

介護保健施設サービスについて
(令和7年5月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(1) 医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(2) リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）で行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

(3) 栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

(4) 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。以下は、1日あたりの自己負担分です）

(1) 基本料金

I. 通常型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	717円	1,434円	2,151円	要介護1	793円	1,586円	2,379円
要介護2	763円	1,526円	2,289円	要介護2	843円	1,686円	2,529円
要介護3	828円	1,656円	2,484円	要介護3	908円	1,816円	2,724円
要介護4	883円	1,766円	2,649円	要介護4	961円	1,922円	2,883円
要介護5	932円	1,864円	2,796円	要介護5	1,012円	2,024円	3,036円

II. 在宅強化型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	788円	1,576円	2,364円	要介護1	871円	1,742円	2,613円
要介護2	863円	1,726円	2,589円	要介護2	947円	1,894円	2,841円
要介護3	928円	1,856円	2,784円	要介護3	1,014円	2,028円	3,042円
要介護4	985円	1,970円	2,955円	要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
要介護5	1,040円	2,080円	3,120円	要介護5	1,125円	2,250円	3,375円

(2) 加算・減算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の10を減算	—	—	—
②	安全管理体制未実施減算	1日につき	－5円	－10円	－15円
③	栄養管理基準減算	1日につき	－14円	－28円	－42円
④	初期加算（Ⅰ）	入所後30日間に限って、1日につき	60円	120円	180円
	初期加算（Ⅱ）	入所後30日間に限って、1日につき	30円	60円	90円
⑤	認知症ケア加算	1日につき	76円	152円	228円
⑥	外泊時費用	外泊初日と最終日以外は基本料に代えて、1月に6日を限度	362円	724円	1,086円
	外泊時費用 （在宅サービス利用）	施設による在宅サービスを外泊時に提供した場合、1月に6日を限度	800円	1,600円	2,400円
⑦	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	入所中1回を限度	450円	900円	1,350円
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	入所中1回を限度	480円	960円	1,440円
⑧	試行的退所時指導加算	入所中1回を限度	400円	800円	1,200円
⑨	退所時情報提供加算（Ⅰ）	入所中1回を限度	500円	1,000円	1,500円
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	入所中1回を限度	250円	500円	750円
⑩	入退所前連携加算（Ⅰ）	入所中1回を限度	600円	1,200円	1,800円
	入退所前連携加算（Ⅱ）	入所中1回を限度	400円	800円	1,200円
⑪	訪問看護指示加算	入所中1回を限度	300円	600円	900円
⑫	協力医療機関連携加算	1月に1回（入院受入機関との連携）	100円	200円	300円
	協力医療機関連携加算	1月に1回（それ以外の機関と連携）	5円	10円	15円
⑬	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき	10円	20円	30円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	5円	10円	15円
⑭	新興感染症等施設療養費	1月につき1回、連続する5日を限度	240円	480円	720円
⑮	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100円	200円	300円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10円	20円	30円
⑯	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円	22円	33円

	加算・減算名		1 割負担	2 割負担	3 割負担
⑰	短期集中リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）	入所 3 ヶ月以内、1 日 20 分 以上、週 3 日以上、1 日につ き	258 円	516 円	774 円
	短期集中リハビリテーション 実施加算（Ⅱ）	入所 3 ヶ月以内、1 日 20 分 以上、週 3 日以上、1 日につ き	200 円	400 円	600 円
⑱	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算（Ⅰ）	入所 3 ヶ月以内、1 日 20 分 以上、週 3 日限度、1 日につ き	240 円	480 円	720 円
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算（Ⅱ）	入所 3 ヶ月以内、1 日 20 分 以上、週 3 日限度、1 日につ き	120 円	240 円	360 円
⑲	若年性認知症入所者 受入加算	1 日につき	120 円	240 円	360 円
⑳	退所時栄養情報連携 加算	1 月につき 1 回を限度	70 円	140 円	210 円
㉑	再入所時栄養連携加 算	入所者 1 人につき 1 回を限 度	200 円	400 円	600 円
㉒	経口移行加算	1 日につき	28 円	56 円	84 円
㉓	経口維持加算（Ⅰ）	1 月につき	400 円	800 円	1,200 円
	経口維持加算（Ⅱ）	1 月につき	100 円	200 円	300 円
㉔	口 腔 衛 生 管 理 加 算 （Ⅰ）	1 月につき	90 円	180 円	270 円
	口 腔 衛 生 管 理 加 算 （Ⅱ）	1 月につき	110 円	220 円	330 円
㉕	療養食加算	1 食につき（疾病治療用）	6 円	12 円	18 円
㉖	かかりつけ医連携薬 剤調整加算（Ⅰ）イ	入所時及び退所時に在宅の 主治医と連携、1 回につき	140 円	280 円	420 円
	かかりつけ医連携薬 剤調整加算（Ⅰ）ロ	入所時及び退所時に在宅の 主治医と連携、1 回につき	70 円	140 円	210 円
	かかりつけ医連携薬 剤調整加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、厚労省ヘデー タ提出、1 回につき	240 円	480 円	720 円
	かかりつけ医連携薬 剤調整加算（Ⅲ）	（Ⅱ）に加え、減薬を実施、 1 回につき	100 円	200 円	300 円
㉗	夜勤職員配置加算	1 日につき	24 円	48 円	72 円
㉘	在宅復帰・在宅療養支 援機能加算（Ⅰ）	1 日につき	51 円	102 円	153 円
	在宅復帰・在宅療養支 援機能加算（Ⅱ）	1 日につき	51 円	102 円	153 円
㉙	ターミナルケア加算	死亡日以前 31 日以上 45 日 以下、1 日につき	72 円	144 円	216 円
	ターミナルケア加算	死亡日以前 4 日以上 30 日以 下、1 日につき	160 円	320 円	480 円
	ターミナルケア加算	死亡日以前 2 日又は 3 日、1 日につき	910 円	1,820 円	2,730 円
	ターミナルケア加算	死亡日	1,900 円	3,800 円	5,700 円
㉚	認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 （Ⅰ）	1 日につき	3 円	6 円	9 円

	加算・減算名		1 割負担	2 割負担	3 割負担
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	1 日につき	4 円	8 円	12 円
③①	認知症チームケア推 進加算 (Ⅰ)	1 月につき	150 円	300 円	450 円
	認知症チームケア推 進加算 (Ⅱ)	1 月につき	120 円	240 円	360 円
③②	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	入所後 7 日に限り、1 日につ き	200 円	400 円	600 円
③③	リハビリテーションマネジ メント計画書情報加算 (Ⅰ)	1 月につき	53 円	106 円	159 円
	リハビリテーションマネジ メント計画書情報加算 (Ⅱ)	1 月につき	33 円	66 円	99 円
③④	褥瘡マネジメント加 算 (Ⅰ)	1 月につき	3 円	6 円	9 円
	褥瘡マネジメント加 算 (Ⅱ)	1 月につき	13 円	26 円	39 円
③⑤	排せつ支援加算 (Ⅰ)	1 月につき	10 円	20 円	30 円
	排せつ支援加算 (Ⅱ)	1 月につき	15 円	30 円	45 円
	排せつ支援加算 (Ⅲ)	1 月につき	20 円	40 円	60 円
③⑥	緊急時治療管理	1 月に 1 回 3 日を限度、1 日 につき	518 円	1,036 円	1,554 円
③⑦	所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	1 月に 7 日を限度、1 日につ き (肺炎・尿路感染・带状疱疹 疹、蜂窩織炎、慢性心不全の 増悪)	239 円	478 円	717 円
	所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	1 月に 10 日を限度、1 日につ き (医師が研修受講) (肺炎・ 尿路感染・带状疱疹・蜂 窩織炎・慢性心不全の増悪)	480 円	960 円	1,440 円
③⑧	自立支援促進加算	1 月につき	300 円	600 円	900 円
③⑨	科学的介護推進体制 加算 (Ⅰ)	1 月につき	40 円	80 円	120 円
	科学的介護推進体制 加算 (Ⅱ)	1 月につき	60 円	120 円	180 円
④⑩	安全対策体制加算	入所時 1 回を限度	20 円	40 円	60 円
④⑪	サービス提供体制強 化加算 (Ⅰ)	介護福祉士の割合が 80%以 上、又は勤続 10 年以上の介 護福祉士の割合が 35%以 上、1 日につき	22 円	44 円	66 円
④⑫	介護職員処遇改善加 算 (Ⅰ)	1 月につき (所定単位数× 75/1000)	—	—	—
	介護職員処遇改善加 算 (Ⅱ)	1 月につき (所定単位数× 71/1000)	—	—	—
④⑬	夜勤職員勤務条件基 準を満たさない場合 減算	所定単位数の 97/100	—	—	—
④⑭	入所定員の超過、また は職員等の欠員減算	所定単位数の 70/100	—	—	—

個人情報利用目的

(令和7年5月1日現在)

介護老人保健施設あわしまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設あわしま入所利用同意書

介護老人保健施設あわしまを入所利用するにあたり、介護老人保健施設重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 _____

住 所 _____

<利用申込者>

氏 名 _____
(続柄)

住 所 _____

代筆の場合

代筆理由 _____

医療法人 厚生会

担当 説明者 _____